

「給与設計士 給与きめ太郎」使用約款

お客様(以下、「契約者」といいます。)は、株式会社給与設計事務所(以下、「当社」といいます。)が提供する「給与設計士給与きめ太郎」サービス(以下、「本サービス」といいます。)の使用について、以下のとおり同意するものとします。

なお、契約者が本サービスの使用を開始した場合は、本約款に同意したものとみなします。

第1条 (本約款の適用)

1. 当社は、本約款を定め、この約款に基づき本サービスを提供いたします。
2. 契約者は、本約款を遵守し、本サービスの使用に関連して発生する料金を遅滞なくお支払い頂くことで、本サービスを使用することができます。

第2条 (通知)

1. 当社が契約者に対して本サービスに関する各種通知を行う必要があると判断した場合、当社ホームページへの掲載、電子メール、書面等、当社が適当と判断する方法により、随時これを行います。
2. 前項の通知は、電子メールおよび書面により行う場合は、当社が発信した時点、当社ホームページへの掲載により行う場合は、当該通知の内容を当社のホームページに掲載した時点をもって、契約者に到達したものとみなします。

第3条 (本約款の変更)

1. 当社は、本約款を、随時変更することができます。
2. 本約款の変更は、前条記載の方法によって通知を行うものとします。
3. 契約者は、本約款の変更不同意の場合は、前条の通知を受けた後30日以内に当社に対して本サービス使用の解消を求めることができます。この場合、契約者は無条件で本サービス使用の解消をおこなうことができますものとしませんが、これに伴い、当社に対して、何らの請求も行うことはできません。

第4条 (契約者情報)

1. 契約者は、当社の定める書式に基づく使用申込書を当社に提出するものとします。
2. 契約者は、当社から要請があったときは、当社に対し、契約者の連絡先、本サービスの使用状況その他必要な事項を回答するものとします。

第5条 (本サービスの内容)

1. 本サービスの具体的な内容は、当社ホームページにて特定されることにより定まるものとします。
2. 本サービスの内容は、当社において、予告なく変更することがあります。

第6条 (サービスの停止)

1. 当社は、以下のいずれかに該当する事由がある場合には、本サービスの一部または

全部を必要な期間停止することがあります。

- ①本サービスの点検、保守、バージョンアップを行う場合
- ②当社または当社が利用するサーバ、電気通信設備等に障害が生じた場合
- ③第三者の故意または過失行為に起因する場合
- ④天変地異、戦争、暴動、その他非常の事態が発生し、または発生する恐れがあるとき
- ⑤第一種電気通信事業者が電気通信役務の提供を停止したとき
- ⑥その他やむを得ない事由があるとき

2. 前項の場合、当社は、これによって発生するいかなる損害についても、誰に対しても、補償その他何らの金銭支払いを行いません。

第7条（保守、サービス）

本サービスについての提案、保守、アフターサービス等の一切は、契約者に対し本サービスにかかるサブライセンスをする者（以下、「ユーザー事務所」といいます。）から契約者に行われるものとし、当社は、契約者に対して直接これらのサービスを提供いたしません。

第8条（データの保管）

1. 当社は、本サービスを運用するにあたり、契約者の情報を、データとして記録し保管することがあります。
2. 当社は、前項のデータの保管について、必要な注意を尽くすものとし、データのバックアップは契約者の責任で行うものとし、理由のいかんを問わず、万一データが消失した場合であっても、当社は何らの責も負わないものとし、

第9条（IDおよびパスワードの管理）

1. 契約者は、本サービスを使用するにあたりユーザー事務所が交付するIDおよびパスワードを適正に管理する責任を負います。契約者は、当社が許諾した場合を除き、IDおよびパスワードを第三者に開示または使用させ、貸与、譲渡、名義変更、売買をしてはなりません。
2. IDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により、契約者、使用者または第三者に発生した損害については当社は何ら責任を負いません。

第10条（禁止事項、使用の停止）

1. 契約者は、本サービスの使用にあたって次の各号に該当する事項(以下、「禁止事項」といいます。)を行い、または使用者に行わせてはいけません。当社は、契約者または使用者が禁止事項を行ったことを発見した場合には、契約者に事前に通告および勧告することなく、本サービスの使用を停止することができるものとし、使用停止に関するいかなる責も負いません。なお、当社は契約者または使用者が行った禁止事項により損害を被ったときは、契約者に賠償をもとめることができます。

- ①本約款第11条に違反する行為

- ②法令等に違反する行為
- ③第三者に損失または損害を与える行為
- ④人権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- ⑤誹謗、中傷など、公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為
- ⑥犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
- ⑦本サービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為
- ⑧コンピュータウイルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、もしくは本サービスに関連して使用し、または提供する行為
- ⑨本サービスの使用で知り得た、当社および第三者の機密情報を漏洩する行為
- ⑩第三者または当社の著作権、その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- ⑪当社の信用を貶め、その他当社の事業を妨害する結果となる行為
- ⑫本約款に違反する行為
- ⑬その他、当社が契約者または使用者として不適切と判断する行為

2. 契約者または使用者が前項の行為を行った場合、その行為に関わる責任は契約者または使用者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

第11条（知的財産権）

本サービスおよびその説明資料等に関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他一切の知的財産権、および商品等表示、ノウハウについての一切の権利は当社に帰属します。

第12条（損害賠償）

1. 本サービスの提供に関して、当社の責に帰すべき事由により契約者が本サービスを使用できない(当社が本サービスを全く提供しない場合、または当社による本サービスの提供方法の不備により契約者が使用できない場合をいい、本約款の定めに基づき本サービスを中止する場合は含まれません。以下、「使用不能」といいます。)ために契約者に損害が発生した場合、または本サービスの瑕疵により契約者に損害が発生した場合であっても、当社が賠償する金額の上限は、直近1年間に契約者が支払った料金合計額とします。
2. 当社は、本約款に明示的に定める事項を除き、当社の責に帰すべからざる事由から契約者に生じた損害、当社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害、逸失利益および第三者からの損害賠償請求に基づく契約者の損害等については、一切の責任を負いません。
3. 契約者または使用者が本サービスの使用に関し、当社または第三者に損害を及ぼした場合、契約者は、当社または当該第三者に対し、その損害を賠償しなければなりません。
4. 契約者は、本サービスの使用に関し、他の契約者または第三者に対して損害を与え

たものとして、他の契約者または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、契約者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

第13条（本サービスの終了）

1. 当社は、都合により随時本サービスを終了することができます。
2. 当社は、本サービスを終了するときは30日前までに契約者に通知するものとします。
3. 本条に基づいて本サービスを終了した場合、当社は、サービス終了に関して、何らの責も負わず、損害賠償金、補償金その他名目の如何を問わず、何らの債務も負担しないものとします。

第14条（データの保管、保持期限）

1. 当社は本サービスを使用して契約者が作成したデータを本契約が終了するまで保管、保持します。契約期間終了後、当社は速やかに契約者のデータを削除するものとします。
2. 本サービスにおいて、当社はサーバ設備の故障または停止等による復旧等、サービスの維持運営のため、サーバ内のデータを確認し、複写、複製することがあります。

第15条（機密保持）

1. 当社は、本契約の履行に際し知り得た契約者の機密情報を本サービスの目的においてのみ使用するものとし、それ以外の目的で使用しないものとします。
2. 当社は、契約者の機密情報を正当な理由なく第三者に開示、提供または漏洩しないものとします。

第16条（譲渡禁止）

契約者は、当社の書面による事前同意なくして、本契約上の権利および地位を第三者に譲渡し、再許諾し、担保に供してはならず、または第三者に義務を承継させることはできません。

第17条（紛争解決）

1. 本契約または本サービスに関して発生した全ての紛争の解決については、当社の本店所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本契約または本サービスの解釈、ならびにこれらに関連する紛争の解決は、日本法を準拠法として行うものとします。